

# Bridge通信

No.22 平成26年1月発行

『事例』から学ぶ育児と労務管理のポイント

## 第11回 懲戒（制裁）処分

薬師君、営業車両を電柱にぶつけてしまった、ていうのは本当なの！？

はい…、助手席の資料を取ろうと、ちょっと目を離した際にハンドル操作を誤って…そのまま電柱に…。本当に申し訳ありませんでした！

そう。とりあえずケガは無いのね。安心したわ。  
ただ、仕事熱心なのはいいけど、一歩間違えば大怪我をしていたかもしれないし、場合によっては、歩行者を巻き込んでいたかもしれない…。  
それに、営業車両の修理代いくらぐらいかかるかしら…。

ああ～！入社したばかりなのに、事故を起こすなんて！  
永吉さん、僕、どうなりますか！？

そうね。会社の規則にのっとって、何らかの”懲戒（制裁）処分”が下されることになりそうね…。

### 『懲戒（制裁）処分』

「懲戒（制裁）処分」とは、会社の経営目標達成に必要な会社秩序を維持するため、雇用する労働者の秩序違反行為に制裁を加えることで、秩序の回復を目的とするものです。

会社には、懲戒処分制度を作ること（労基法89条）、労働者に懲戒を与えることが認められています（関西電力事件 最高裁昭58.9.8）が、懲戒処分には、次のような、『**刑罰と同様の規制**』が及ぶことにご注意ください。

- ① **罪刑法定主義**  
→懲戒事由（秩序違反行為）と懲戒罰の種類はあらかじめ就業規則に規定されていなければならない
- ② **不遡及の原則**  
→根拠となる規定が定められる前の秩序違反行為には懲戒処分が与えられない（不意打ちの禁止）
- ③ **一事不再理の原則（二重処罰の禁止）**  
→同一時期、同一の秩序違反行為について二重に処分してはならない
- ④ **相当性の原則**  
→秩序違反行為に対するその懲戒処分は妥当であるか（重すぎないか）
- ⑤ **平等取扱いの原則**  
→同じ秩序違反行為に対して過去も同程度の懲戒処分を下しているか
- ⑥ **適正手続**  
→懲戒処分を行うにあたって、事実確認や弁明機会等を設けているか

次号も引き続き、薬師くんの行為と懲戒処分について解説してまいります！

（有）上東労務管理事務所

子育て支援研究室 Bridge

鹿児島市薬師二丁目24番26号

TEL 099-250-6985 FAX 099-250-6680

上東事務所



ホームページもご覧ください